

新大西洋憲章

訪英したジョセフ・バイデン米大統領とボリス・ジョンソン英首相が2021年6月10日、発表した新大西洋憲章は次の通り。

今日、米国大統領と英国首相は、より平和で繁栄した未来へのビジョンを実現するために協力するというコミットメント(公約)を再確認する。

大西洋憲章を活性化し、80年前に発表されたコミットメントと願望に基づいて、我々の不朽の価値観を維持し、それらを新旧の挑戦から守るという現在のコミットメントを確認する。民主的な価値観を共有するすべてのパートナーと緊密に協力し、私たちの同盟や制度を弱体化させようとする人々の活動に対抗していくことを約束する。

第一に、我々両国の国力と同盟を動かしている民主主義と開かれた社会の原則、価値観、制度を守ることを決意する。今日の重大な課題の解決にあたって、民主主義を我々自身から始めて、貫かなければならない。透明性を擁護し、法の支配を支持し、市民社会と独立したメディアを支える。不正や不平等に立ち向かい、すべての個人の尊厳と人権を擁護する。

第二に、21世紀の新たな課題に立ち向かうために、国際協力を支える制度と法律、規範を強化して、それらを弱体化させるものから守っていく。ルールに基づく国際秩序を通じて、グローバルな課題にともに取り組む。新興技術に期待し、その危険に対処する。経済の進歩と仕事の尊厳を促進する。国家間のオープンで公正な貿易を可能にする。

第三に、引き続き団結して、主権と領土保全、紛争の平和的解決の原則を支持していく。偽情報や有害な影響力で選挙などに介入することに反対し、債務の透明性、持続可能性、および債務救済の健全なガバナンスへのコミットメントを再確認する。また、航行や上空飛行の自由および、その他の国際的に合法的な海洋の使用などの重要な原則を擁護する。

第四に、科学技術における革新的な優位性を維持して保護し、共通の安全保障を支え、国内で雇用を創出していく決意をする。新しい市場を開き、民主的価値をサポートするための新しい基準と技術の開発と展開を促進し、世界が直面している最大の課題の研究への投資を続け、持続可能なグローバル開発を促進する。

第五に、サイバー脅威を含むあらゆる領域の現代の脅威に対して、集団安全保障と国際的な安定および回復力を維持するための共通の責任を確認する。北大西洋条約機構 (NATO) の防衛に核抑止力を宣言した。核兵器がある限り、NATO は核同盟を維持する。NATO の同盟国とパートナー諸国は、引き続き自国軍を強化しつつも、常に我々 (米英両国) を信頼することができる。国際紛争のリスクを低減するために、サイバースペース、軍備管理、軍縮、および拡散防止措置における責任ある国家行動の枠組みを促進することを誓約する。両国の市民と国家利益を脅かすテロリストに対抗することに引き続き取り組む。

第六に、21 世紀に向けて、包括的で、公正で、気候に優しく、持続可能な、ルールに基づく世界経済を構築し続けることを約束する。金融の安定性と透明性を強化し、腐敗と不正な金融と戦い、高い労働基準と環境基準を通じて革新と競争を行う。

第七に、世界は、気候危機に取り組み、生物多様性を保護し、自然を維持するために緊急かつ野心的に行動しなければならない臨界点に達している。両国はすべての国際行動においてこれらの問題を優先していく。

第八に、健康危機の壊滅的な影響と、健康の脅威に対して集団的な防御を強化する上での世界的な利益を認識する。健康システムを強化し、健康保護を推進するために協力を続け、他の諸国が同様の行動をするのを援助することを約束する。

ジョセフ・R・バイデン・ジュニア

ボリス・ジョンソン、M.P。

2021 年 6 月 10 日

【翻訳 田中靖宏】

参考資料 大西洋憲章

1941年8月14日 チャーチル英首相とルーズベルト米大統領

- 1, 両国は、領土的たるとその他たるとを問わず、いかなる拡大も求めない。(領土不拡大)
- 2, 両国は、関係する人民の自由に表明された願望に合致しない、いかなる領土の変更も欲しない。(領土不変更)

- 3, 両国は、すべての人民が、彼らがそのもとで生活する政体を選択する権利を尊重する。両国は、主権および自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する。(政体選択の自由、民族自決権)
- 4, 両国は、現存する義務に対して正当な尊重を払いつつ、あらゆる国家が、大国小国を問わず、また勝者敗者にかかわらず、経済的繁栄に必要とされる世界の通商および原料の均等な開放を享受すべく努力する。(防衛障壁の撤廃)
- 5, 両国は、労働条件の改善、経済的進歩および社会保障をすべての者に確保するために、経済分野におけるすべての国家間の完全な協力を実現することを希望する。(国際協力)
- 6, ナチスの独裁体制の最終的崩壊後、両国は、すべての国民が、彼ら自身の国境内で安全に居住することを可能とし、すべての国のすべての人が恐怖と欠乏から解放されて、その生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する。(恐怖と欠乏からの自由)
- 7, このような平和は、すべての人が、妨害を受けることなく、公海・外洋を航行することを可能とするものでなければならぬ。(海洋の自由)
- 8, 両国は、世界のすべての国民が、現実的および精神的なるいずれの理由からも、武力行使の放棄に到達しなければならないと信じる。陸・海・空の軍備が自国の国境外に侵略の脅威を与え、もしくは与えそうな国々によって行使される限り、いかなる将来の平和も維持され得ないのであるから、一層広範かつ恒久的な全般的安全保障システムが確立されるまで、こうした国々の武装解除は不可欠であると信じる。両国は、同様に、平和を愛好する国民のために、軍備の圧倒的負担を軽減するすべての実行可能な措置を支援し、かつ促進させるであろう。(武力行使の放棄と軍縮)

(以上)